

Title	農業機械化の現段階的性格
Sub Title	Present stage characters of farm mechanization
Author	井上, 完二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.6 (1974. 6) ,p.532(186)- 550(204)
JaLC DOI	10.14991/001.19740601-0186
Abstract	
Notes	小池基之教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0186">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0186</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 農業機械化の現段階的性格

井上 完二

1. 農業機械化の現段階  
——農業「機械体系」の形成——
2. 「道具的機械」論の検討
3. 機械投資効率の低下  
——半プロ化との関連——
4. 農民層分解と農業機械化  
——機械化の意義——

## 1. 農業機械化の現段階

——農業「機械体系」の形成——

昭和48年1月現在の主要農業機械の普及状況を第1表によってみると、耕耘機・農用トラクターは359.5万台(100戸当71台)、動力噴霧機は122.8万台(同24台)、動力散粉機は130.3万台(同26台)、田植機28.1万台(同6台)、稲麦用動力刈取機は102.3万台(同20台)である。前年の47年に対する伸び率でみると、耕耘機・トラクター全体の伸び率はわずかである(102%)が、15馬力以上の乗用型の伸びはいずれも120%以上で、とくに20~30馬力の伸びはもっとも大きい。ついで注目されるのは田植機の171% (人力型を除いた動力型だけでは189%)と、刈取機の127% (うちバインダーだけをとれば132%と大きな伸び率)とである。自脱コンバインの48年の数字は未掲出であるが、45年以降の伸び率から推せば120%を超えているであろうと思われる。大型トラクター・田植機・バインダー・自脱コンバイン等の伸び率の高いことが確認される。とくに、田植機と収穫機械(バインダー・自脱コンバイン)は、40年には数字としては現われていなかった新しい農業機械であり、これが40年段階のわが国農業機械化を特徴づける。第2表によって、水稲作付農家のさいきんにおける田植機と刈取機の利用状況をみれば、48年1月現在、田植機の面積利用率は18.3%で、毎年倍増の勢いで伸びてきており、動力刈取機・コンバインの面積利用率は62.6%で、刈取過程は人力から急速に機械力にゆだねられることとなった。いまから約10年前、昭和37年の耕耘機・農用トラクターによる機械耕面積率は総数で50.4%、水田が70.4% (38年は総数で57.5%、水田が78.6%)で、わが国における

## 農業機械化の現段階的性格

第1表 農業機械普及台数

	昭和40年	45	46.1	47.1	48.1	48/47
耕耘機・トラクター	2,155,679	3,447,770	3,468,610	3,536,150	3,595,000	102%
{ けん引型	1,698,623					
{ 駆動型	457,056					
{ 歩行型			3,201,400	3,255,710	3,312,000	
{ 乗用型			267,210	280,440	283,000	
{ ~5ps	760,262	1,060,374				
{ 5~10	899,527	2,097,437	116,690	110,600	83,000	75
{ 10~15		213,667	71,620	75,540	82,000	109
{ 15~20	33,644	37,580	31,840	38,050	48,000	126
{ 20~30	1,630	20,681	28,300	33,960	43,000	127
{ 30ps~	3,560	18,031	18,860	22,230	27,000	121
動力噴霧機	494,350	957,704	1,148,990	1,162,660	1,228,000	106
動力散粉機	206,180	1,212,892	1,251,080	1,267,660	1,303,000	103
スピードスプレーヤー	2,484	1,681				
田植機		32,470	77,380	163,880	281,000	171
刈取機		262,979	582,070	806,740	1,023,000	127
自脱コンバイン		45,448	84,190	117,460		
乾燥機		1,228,633	1,615,580	1,675,690	1,732,000	103
トラック・オート三輪車	378,194	979,783	1,015,070	1,081,060	1,122,000	104
ミルカー		103,704				
乗用車		1,439,115				

- (1) 40年、45年はセンサス数字で個人有と共有の合計、46~48年は農業調査数字で、48年は「昭和48年農業調査結果概要」(統計情報部8月30日)による。
- (2) 40年の馬力別は、けん引型の馬力別内訳、46~48年の馬力別は乗用型の馬力別内訳である。
- (3) 46~48年の田植機は人力型と動力型の合計。
- (4) 48年の自脱コンバインは未掲出。

第2表 水稲作付農家の田植機・刈取機の利用状況

	水稲作付農家数	田植機				動力刈取機・コンバイン			
		利用農家数	利用面積	利用割合		利用農家数	利用面積	利用割合	
				農家数	面積			農家数	面積
昭46.1	4,505	120		2.7	3.3	1,191		26.4	39.5
47.1	4,347	298	230	6.9	9.0	1,565	1,286	36.0	50.2
48.1	4,269	565	462	13.2	18.3	1,996	1,577	46.8	62.6
48/47	98.2	189.6	200.9			127.5	122.6		

農家数：1,000戸、面積：1,000ヘクタール、割合：% 農林省「農業調査」による。

機械耕がようやく支配的なものになりつつあったのであるが、10年後の現在、刈取=収穫過程の機械化が急速に展開して、これが支配的なものになりつつある。

注(1) 田植機と刈取機械、この昭和40年代、とくに45年以降の機械化を特徴づける2つの機械の農業への導入においては、刈取機械が先行する。刈取結束のバインダーは35年頃試作、41年に市販される。わが国独自の自脱コンバインは「1966

昭和45年以降の現段階は、わが国農業の基幹である稲作部門においては、すでに若干の統計数字でみてきたように、あらゆる作業が機械化されてきている段階である。「機械化」を、人力および畜力によっておこなわれていた作業を機械が主体になっておこなうようになること、と単純に解するならば、稲作においては、まさに、機械化の一貫的体系が形成されてきたものとみることができ、耕耘・田植・防除・除草・収穫・調整等の全作業過程において、機械(労働手段)がきわめて大きな役割を果たすにいたっている。もちろん、人力=手労働の介在にまたねばならない作業も存在しはするが、稲作が、一人前の稲作労働過程の担当者=稲作労働力であるならば、特別の技能的習熟を不可欠としない、その意味で、道具=マニファクチュア段階的技術から一段と高い段階に到達しつつある、としていいであろう。<sup>(2)</sup>ここでの当面する問題は、その稲作機械化の構造、段階を検討することである。

かつて、レーニンが、その「農業問題と『マルクス批判家』」の第3章、「農業における機械」で、つぎのように述べた(1901年、すなわち現在より約70年前)。

「われわれの見るところでは、プリングスハイムは非常にたゞしい意見を述べている。すなわち、近代的農業は——その技術からみて、またおそらくはその経済の一般的水準からみても——マルクスが『マニファクチュア』と呼んだ工業の発展段階に近づいている、と。手労働と単純協業との優越、機械の分散的使用、比較的すくない生産高(たとえば、1つの企業によって年々販売される生産物の総額を考慮するならば)、多くのばあい比較的限定された市場の規模、大経営と小経営との結合(このばあい、マニファクチュア大経営者にたいする家内工業者の関係と同じように、小経営は大経営にたいして労働力を提供する。あるいは、たとえば大農業経営者が小農業者から甜菜や家畜などを買い入れるように、大経営は小経営から『半製品』を買いとる)、——これらすべての特徴は、実際には、農業がまだ、マルクスの意味する真の『機械制大工業』の段階に到達していないことを証明しているのである。農業においては、1つの生産機構にむすびあわされた『機械体系』はまだ存在していない」(国民文庫版、53~54頁)。レーニンは、近代的農業は(プリングスハイムを引用しながら)「マニファクチュア」段階に近づいており、真の『機械制大工業』の段階に到達していないものとして特徴づけている。

しかし、同時に「農業は絶対に除去できない特殊性をもっている。これらの特殊性のために、機械

年(41年)、井関農機株式会社から約100台市販、67年、井関農機株式会社、大島農機株式会社から自脱コンバインが約100台……市販、68年、自脱コンバインの生産と普及が本格的となり始め、現在の急激な普及をみるにいたっている」(江崎春雄『バインダとコンバイン』農業図書株式会社、昭和45年12月、17、225頁)。42~43年の期は、いわゆる「総合農政」の展開と期を同じくする。

田植機は、普及の端緒は41年頃からであるが、それが動力型のリライアブルな農業機械として、手植えを克服するものとして急速に普及するのは45年以降とみていい。45年(1970年)にはじめてセンサスが統計としてその数を把握する。48年で100戸当6台であり、まだ上層農中心の普及(70年センサス時に、都府県3~5ヘクタール層3.3台、5ヘクタール以上層3.8台—100戸当)であるが、すでにみたように急伸展してきている。

注(2) 本稿の論旨に直接の関連はないが、最近、鳥居広氏によって注目すべき技術の規定、「労働過程における自然法則性の合目的利用」が与えられたことを記しておく(同氏「マルクスの技術概念について」『現代と思想』14号、48年12月、青木書店)。

制大工業が工業においてしめすすべての特徴は農業においてはけっしてあらわれないであろう」(54頁)としつつ、プリングスハイムの「農業においても機械体系が可能であることを意味している」(57頁)ということばを引用し、1895年のドイツ農業経営調査資料によって、「多数の機械を同時に使用した実例」を引証し、「資本主義的大経営においてのみ、大多数の経営(4分の3~10分の9)が機械を使用しており、機械体系が構成されはじめている、——すなわち、各経営あたり1回以上機械が使用されている。したがって、数台の機械が1つの経営において使用されているわけであって、たとえば100ヘクタール以上の経営では、各約4台の機械を使用している」(59頁、傍点は原文ではゴシック)として、大経営において「機械体系が構成されはじめている」点に注目している。

「農業においては、1つの生産機構にむすびあわされた『機械体系』はまだ存在していない」ということばと、「機械体系が構成されはじめている」ということばとは、いかなる関連において把握すべきものであろうか。

「1つの生産機構にむすびあわされた機械体系」こそは、機械制大工業の真の技術的基礎であり、レーニンは大工業における機械体系をこの場合、念頭においていることは明らかである。「本来的な機械体系は、種類を異にするが相互に補足しあう諸道具機によって遂行される相異なる段階的諸過程の相関連する1系列を労働対象が通過する場合に初めて、個々の自立的な機械にとってかわる」「機械の体系は、——織物業におけるごとく同種の諸作業機の単なる協業に基づくにせよ、紡績業におけるごとく異種の諸作業機の結合に基づくにせよ、——それが1個の自動的原動機によって運転されるや否や、それ自体として1個の大きな自動装置を形成する」(マルクス『資本論』長谷部訳、青木書店版 第2分冊、621、623頁)。

「個々の自立的な機械にとってかわる」「1個の大きな自動装置」という本来的な機械体系が、農業の場合、屋内の定置作業過程以外の本来的な農耕=管理過程において形成されえないことは明らかである。労働対象である種子が播種され、それが発芽して作物体となって以後の作業過程が、原動機であるトラクターにセットされたもろもろの作業機によってすべておこなわれ、自走式の専用作業機が全く用いられない場合でも、「1個の大きな自動装置」が、異種の農作業が作物の生育に応じて継起する本来的な農耕において形成されることはないのである。だからこそ、レーニンは、「もちろん、この比較を誇張してはならない」、「(実験室での蛋白質や食料品の製造という、あまりにも先のことであまりにもおぼつかない可能性はひとまずのけるとしても)農業は絶対に除去できない特殊性」をもっており、「これらの特殊性のために、機械制大工業が工業においてしめすすべての特徴は農業においてはけっしてあらわれないであろう」としたのであり、農業における機械体系も、機械体系一般に近づきはするが、機械体系の「すべての特徴」が農業においてはあらわれないとし、各種機械の多数の、多回数の体系的利用をもって、「農業における『機械体系』」(前出訳書、59頁)、その「機械体系が構成されはじめている」ものとしたのである。

エミリオ・セレーニは、戦後のイタリア農業について、「1950年から機械化の過程は、トラクターの所有状況についてはすでにみたけれども、非常に急速になっている——1950年から1955年までのわずか5年間に、機械労働の比率は40%にはねあがり、今日では動物労働の比率をではないにせよ、人間労働の比率をはるかに超えている。こうして、今日、可耕地の大部分、66%までが機械で耕作されており、もはやこのために人間や動物による牽引の器具を用いてはいない。総じて、この面から、イタリア農業はマニュファクチュアの段階を完全に通過したとはいいい切れないにしても、このような通過をめざしてそれに急速に接近しつつあることは確言されねばならない。……1939年から1955年までにおける若干の主要なタイプの農業機械の所有の増加に関する資料が、耕耘の作業だけでなく、最近では、他の数多い農業作業にも及んでますますひろく機械化され、大経営においては特に、第2段階の機械化、もしくは総合機械化と一般に呼ばれている機械化が増加してきていることを示している。このことによって、農業は事実、それが過去より非常に広く、マニュファクチュアの伝統的な特徴ではなくて、むしろ機械制大工業の技術的・経済的特徴をおびる段階に近づいているのである」としている(エミリオ・セレーニ「イタリア農業の構造的改革」中村・植原訳、三一書房、69~70頁)。1955年の機械耕土地面積率66%(1950年25.9%)、耕地面積1,607万ヘクタールに対して、農業用トラクター台数164,520台(1955年)、機械すき156,000台(1956年)の基準(同書296~297頁の統計18, 20, 21表)では、100ヘクタールに1台のトラクターおよびプラウの割合であり、「第2段階の機械化、もしくは総合機械化」の基軸的体系としてはいささか過少であるように思われるが、「機械制大工業の技術的、経済的特徴をおびる段階に近づいている」ことをセレーニは述べている。

レーニンにしたがって、各種機械の多数の、多回数の体系的利用をもって農業における機械体系の構成の端緒とし、また、セレーニのように、「耕耘の作業だけでなく」「他の数多い農業作業にも及んでますますひろく機械化され」てきた段階を「機械制大工業の技術的、経済的特徴をおびる段階」とするならば、45年以降のわが国農業の機械化の段階はどのように規定されるであろうか。

すでに第2表でみたように、水稲作においては、その春秋の2大農繁期となる田植、刈取の作業過程において「機械化」が急速に進みつつある。田植機の利用農家率はまだ13%程度であるが、刈取機械の利用農家率は50%に近づきつつあり、田植と刈取の機械化は、やがてはほとんどの農家に及ぶであろう。したがって、稲作——わが国農業の基幹部門——における機械化はさらに高度の段階を指向するものとなる。

第3表によって農業機械利用農家数割合をみれば、耕耘機・農用トラクターにおいては、上層のみならず中下層も高い利用農家割合を示しているが、それ以外の機械においては明確な階層性が示され、下層より上層にゆくにしたがって利用農家数割合が高まっている(この傾向がほぼ完全に示されるのが、耕耘機・トラクター、およびその20馬力以上のものの利用農家、田植機、自脱型コンバイン、農用トラック・オート三輪車で、他の機種においては5ヘクタール以上層、および3~5ヘクタール層において、若

農業機械化の現段階的性格

第3表 階層別農業機械利用農家数割合(都府県%)

	耕耘機 トラク ター	左のう ち20馬 力以上	動力 噴霧機	動力 散粉機	スピー ドスプ レヤー	田植機	稲麦用 動力 刈取機	自脱型 コンバ イン	米麦用 乾燥機	農用ト ラック オート 三輪車
~0.3ha	63.4	1.4	8.2	12.8	0.2	0.2	1.6	0.6	5.5	3.6
0.3~0.5	83.7	2.3	14.6	23.7	0.4	0.3	3.1	0.9	14.7	8.6
0.5~0.7	90.0	2.7	20.9	32.9	0.7	0.5	4.6	1.0	23.6	14.1
0.7~1.0	94.3	3.2	27.7	42.2	1.0	0.8	7.3	1.4	32.3	20.3
1.0~1.5	96.8	4.6	34.3	52.0	1.4	1.5	12.7	2.3	40.8	28.3
1.5~2.0	97.8	6.6	39.0	60.4	1.8	2.3	20.2	4.3	45.7	35.2
2.0~2.5	98.1	9.2	41.5	65.9	2.1	3.0	26.9	6.3	45.4	38.7
2.5~3.0	98.4	12.5	42.5	69.1	2.4	3.3	32.3	9.0	42.8	41.2
3.0~5.0	97.9	21.5	40.0	70.1	2.3	3.8	35.9	13.4	37.8	43.8
5.0ha~	96.1	46.8	30.7	59.0	1.8	4.3	27.3	14.9	23.7	46.6
合計	86.1	3.6	23.1	35.9	0.9	0.9	8.2	1.9	25.4	17.5

(i) 1970年センサスより計算、利用農家数を階層別農家数で除したもの。利用農家数は、その機械の所有者の如何を問わない。また、請負作業や賃作業によるものも含む。

干の利用農家数割合の低下がみられる。米麦用乾燥機においては1.5~2.5ヘクタール層がもっとも高い。上層におけるライスセンター利用の高さを示すものと思われるが、若干の機種における3~5ヘクタール、および5ヘクタール以上層の利用の構造は検討を要する。100戸当普及台数においても同様の傾向がある)。第3表は

第4表 水稲作付農家の階層別田植機・刈取機利用状況

	水稲作付 農家数	田植機		刈取機	
		利用農家数	%	利用農家数	%
0.5ha未済	250,035	8,278	3.3	47,240	18.9
0.5~1.0	115,656	10,462	9.0	55,687	48.1
1.0~1.5	37,142	5,723	15.4	27,429	73.8
1.5~2.0	13,617	2,754	20.2	11,725	86.1
2.0ha以上	10,146	2,472	24.4	9,380	92.5
合計	426,596	29,689	7.0	151,461	35.5

(i) 47年の数字、農家数の単位は10戸、都府県。「農業調査」

1月でこの数字であるから、現在では刈取機は、1ヘクタール以上層経営では100%ちかく利用されているであろう。

しかしながら、第1表、第3表からも明らかなように、トラクター化は大幅に実現されたにもかかわらず(100戸当台数71台、100戸当利用農家数86戸)、なお日本農業全体からみれば、その他の機械化、とくに田植と刈取の機械化は低位にあり、稲作以外の部門をふくめて全体の生産力段階からすれば、マニュファクチュアの段階を完全に通過した高度機械化の段階に日本農業が到達しているということとはできないのである。そしてまた、その、ほかならぬマニュファクチュアの段階そのものの内部

稲作農家だけについての数字ではないので、水稲作付農家について第4表でみれば、田植機の場合、1.5ヘクタール以上では4~5戸に1戸が田植機を利用し、刈取機の場合は0.5~1ヘクタール層ですでに2戸に1戸がこれを利用し、2.0ヘクタール以上層では、ほとんどの農家が利用している。47年



構造に重要な問題が伏在しているのである。<sup>(3)</sup>

## 2. 「道具的機械」論の検討

わが国の現段階の農業機械化がマニュファクチュアの段階を完全に通過した高度機械化の段階には到達してはいない、といっても、それは、「部分労働者とその道具」を狭隘な技術的基礎とするマニュファクチュア段階そのものに日本農業が位置しているということではもちろんない。逆に、多くの点では、マニュファクチュア段階に特有のおくれた技術的諸条件をすでに過去のものとし、高度に発達した重工業の諸生産物が農業に導入されて、「機械体系」が形成されつつあるのである。

田辺良則氏は「科学技術の非常な発展によって、工業は軽量小型化した農業機械を開発し、これによって農業機械化が急進展した。軽量小型化した農業機械は家族労働力の範囲で使いこなせるからである。

軽量小型化した機械は、能率的な点において機械というにふさわしいのであるが、その機能形態において従来の機械とは異なるものである。多数の労働者を結合した機械がその運動に合わせて、多数の労働者を労働の意欲の有無にかかわらず、労働にかり立てるといふ機能形態から、軽量小型化した機械が1人または家族労働力の範囲で使いこなされ、道具と同じように労働者の労働意欲の如何に左右されるという機能形態に転化したのである。この意味で、今日の農業機械は道具的機械、または道具型機械というべきであろう。これは小経営用の機械である。したがって、かつて大経営優越の中核的な技術的基礎となった機械が、今日の道具的機械の段階では、小経営の強靱性の技術的基礎に転化したといえよう」(「小経営をめぐる農業経済学上の諸問題」『農村文化運動』50号、農文協、昭和48年6月、5～6頁、ゴシックは田辺氏の傍点、他の傍点は引用者のもの)「道具的農業機械は、異常に発達した科学技術が生み出した軽量小型の農業機械で、1人ないし3人の家族労働力の使いこな

注(3) 加田信文氏は「日本農業の機械化は、これまでのところ労働過程をほとんど改変することなく、従来の人力作業体系における部分作業のいくつかに機械力が導入・利用される形で進められている。その意味ではまさに、その作業面での機械力による人力または畜力の代替であるといえるが、機械化による新しい作業体系を確立するものではない。このことは、日本の農業機械化自体が在来の作業体系における部分作業に適応するように、機械の方を小型の『日本型』化したものであることと関連する」(同氏「日本農法論」159頁)、「このように、田植機・刈取機の開発・普及が急速に進むことによって、水稲生産における主要な部分作業を代替する小型機械化がいわゆる形成をみることになり、いわゆる小農的機械化技術が一巡されたといえる。しかしながら、それは機械化体系が確立したとはいえないことはもちろん、このような機械化だけで近代農法の形成とみることはできない。

しかし、この機械化の過程は、上からの大型機械化の路線と異なった、いわば農民的機械化として自生的な発展をみつつあることは、日本の園芸的農法の基盤の上で、新しい生産方向が摸索的に生み出される可能性を含むものとして、最も注目すべきであろう」(182頁、傍点引用者)とされる。氏の農法論からすれば、「新しい作業体系を確立するものでも『機械化体系が確立した』ものでもないであろう。が、特定の国の、特定の段階における農業機械の導入＝農業機械化に、農法の世界史的発展段階の規矩を当てはめて、その没農法的性格を批判するだけでは不十分である。現段階のわが国の農業機械化は、氏もいわれるように「農民的機械化として自生的な発展」の可能性を含むだけでなく、後述するように、農業生産そのものの維持・発展、農民層それ自体の存在形態にかかわる重要性をもっているのである。

せる機械である。このような機械は、道具と同じく労働意欲が能率を決定するから、家族労働力をもっとも能率的となり、この機械の適期稼動範囲がオブティマム・スケールとなることを指摘した」(同17頁、傍点引用者)として、現在の農業機械をば、「道具的機械」、「道具型機械」として把握され、これが、「1人ないし3人の家族労働力の使いこなせる機械」で「小経営の強靱性の技術的基礎」であるとされているのである。

田辺氏がいわれる農業機械が具体的にどの農業機械を指しているかは不明である。が、大型トラクターや自脱型コンバインも含めておられることは明らかである。いかにも、それらは、「蒸気プラウや農業用軌道(Feldbahnen)」を基準とした前世紀に特徴的な機械化にくらべれば、「軽量小型」であるには違いないが、それらは、発動機・伝力機構・作業機の3要素を具有するまぎれもない機械である。道具的、あるいは道具型と、「機械」にかかる形容詞的に、道具ということばを冠しておられるのであるから、現在の農業機械は道具である、といっておられるのではもちろんない。にもかかわらず、先の引用からも明らかなように、これらの軽量小型の農業機械が、小農の家族経営の技術的基礎であり、また家族労働力の労働意欲の基礎でもある、したがって、そこで小経営の強靱性が保持されるのであるという結論になるのである。

この田辺氏の新しい問題提起に対しては、「機械化の問題を、道具的機械論に単純化したため、大工業的技術と農業技術とがどう接合しているか、それをどう評価するかが深まらなかった」(佐藤正氏、同29頁)、「現状の機械導入のもつ側面、批判されるべき側面はでてこなくなりそうだ」「現在の機械導入の矛盾が、すっぱりと落ちはしないだろうか」(安孫子麟氏、同頁)というような疑問、批判がすでに提出されている。

ここで問題としなければならないのは、田辺氏が「1人ないし3人の家族労働力の使いこなせる機械」「家族労働力の範囲で使いこなせる機械」(同書29頁)が農業機械である、とされる点との関連で、家族労働力はどのような存在構造にあるかという点である。

第5表をみよう。この表の自家農業従事者は農業専従者だけではなく、兼業に従事しているものも含まれているのである点を、まず考慮しなければならないが、47年の段階では、中核的な労働力のいない農家が38.8%、1人しかいない農家が29.6%、合計で68.4%にも達する。45年と47年とを対比すれば、1人もいない農家と1人いる農家が増大し、2人いる農家と3人以上いる農家が減少する。3人以上いる農家割合は全階層的に減少し、1.5ヘクタール以上層では、それが2人いる農家の増大となっている。都府県平均で1.0～1.5ヘクタール、1.5～2.0ヘクタールの層といえどもっとも中堅的な面積階層であるが、1.0～1.5ヘクタール層では「2人いる」農家が50%を割り(49%)、1.5～2.0ヘクタール層では2人に満たない農家が約4分の1(22.8%)を占めている。しかも、耕耘機・トラクターの普及台数でみた農業機械化は、これらの層およびそれ以下の層で進行しているのを見る。



和41年には3.00となって昭和30年代初期の約1.5倍に構成が高度化する。とくに昭和36~37年からの高度化が急速であり、これは、高度経済成長ともなう労働力流出と機械の導入の進行を示すものにはかならない。

しかし、40年代にはいと構成高度化は停滞的となる。昭和45~46年をピークとする40年代はおおよそ3.10~3.30の段階で停滞し、47年にはかなりの低下がみられるのである(3.10)。基本法農政期におけるかなり急速な構成高度化と総合農政期におけるその停滞をいうことができよう。いずれにしても、不変資本の比重の増大がはっきり確認されるのである(その反面は、たとえば10アール当農業労働時間が、昭和30年から47年の17年間に2分の1に半減していることにも示されるように、可変資本の比重の減少である)。

つぎに、純益率の動きであるが、これも、昭和30年代前半の停滞をへて、36年以降、資本の有機的構成高度化をとともなう投資の増大と結びついて上昇してゆき、大豊作の42年には12.10%と30年以降の最高の値を示す。生産の増大の傾向と、とくに「生産費および所得補償」方式による米価支持=農産物価格の上昇がその基礎にあったのである。しかし、42年の12.10%をピークにして、総合農政期にはいと急速に低下しはじめ、米の減反と米価据置の影響を直接を受けて、46年には大凶作とともに一挙に2.37%にまで惨落するのである。47年は、農業所得が「47年産米の増収と、米、畜産物等の価格の上昇によって前年度を24.6%上回」(農林省統計情報部「昭和47年度の農家経済」, 48年11月19日, 3頁) ったために5.09%に上昇しはするが、44年の7.77%にはおよばないし、いわんや42年の12.10%の2分の1にもおよばないのである。総合農政下における資本効率の低落傾向はまさに蔽い難いものがある。

農機具資本に対する純益および純生産の割合である農機具効率IおよびIIの推移も、ほぼ純益率の動きと同様であるが、42年と47年とを対比してみると、効率IIは、42年の83%の水準を47年にも示すが、効率Iは47年には42年の2分の1を下回り、45、46、47年における効率Iは、30年以降の最低となっているのであって、有機的構成高度化のもとでの効率低下の傾向はもはや消し去ることができないとしていい。

東北の上層農について、第7表でみると、2ヘクタール以上層、3ヘクタール以上層の両方とも、第6表の都府県一本の数字よりも効率IIが高いが、3ヘクタール以上層では、効率IIでも46年はピーク時の42年(4.89)の2分の1を下回っており、43年以降の効率の急落傾向が示され、米単作構造における効率低下が現段階における基本傾向となった。したがって、第8表にみるように、東北上層においては、被用の増大化が必然化するものであり、雇用の減少と被用の増大=プロ化と構成高度化とのむすびつきが確認されるのである(第6表で被用・雇用率をみれば、32年の5.80倍から47年の26.75倍へと461.2%の増大が指摘される<sup>(4)</sup>)。

注(4) 堀井功氏は、農機具投資によるコスト増と労賃節約額とを比較し、42年までは、3ヘクタール以上層においては支払

農業機械化の現段階的性格

第7表 東北上層農における農機具資本効率(農機具効率II)

	2ヘクタール以上層						3ヘクタール以上層					
	農業所得	小作料	労賃	農業純生産	農機具資本	効率	農業所得	小作料	労賃	農業純生産	農機具資本	効率
昭和30年	559,301	1,082	32,418	592,801	104,958	5.65						
31	537,954	987	36,389	575,330	124,785	4.61						
32	571,031	789	44,041	615,861	167,311	3.68						
33	547,117	987	45,782	593,886	191,277	3.10	707,582	840	79,045	787,467	271,030	2.91
34	580,321	761	45,978	627,060	190,378	3.29	731,229	504	75,763	807,496	245,094	3.29
35	618,069	670	44,680	663,419	202,762	3.27	775,794	460	75,367	852,621	281,592	3.02
36	647,749	502	46,116	694,367	170,442	4.07	799,830	437	75,368	875,635	235,404	3.71
37	672.7	0.8	43.9	717.4	176.8	4.06	839.6	0.8	80.7	921.1	217.0	4.24
38	715.7	1.1	41.3	758.1	214.9	3.53	853.2	1.1	73.6	927.9	259.8	3.57
39	798.8	2.2	40.5	841.5	237.4	3.54	1,024.4	3.6	68.0	1,096.0	285.3	3.84
40	930.8	2.2	42.8	975.8	252.6	3.86	1,181.2	0.8	63.1	1,245.1	282.5	4.40
41	1,000.8	2.2	47.2	1,050.2	276.3	3.80	1,242.1	0.7	70.5	1,313.3	311.1	4.22
42	1,266.7	2.7	56.2	1,325.6	299.8	4.42	1,621.2	1.8	87.3	1,710.3	349.4	4.89
43	1,333.7	4.3	57.2	1,395.2	326.2	4.28	1,723.2	3.9	80.4	1,807.5	416.2	4.34
44	1,263.9	6.2	51.7	1,321.8	349.9	3.78	1,594.5	6.0	76.8	1,677.3	447.9	3.74
45	1,284.6	6.3	43.3	1,334.2	423.3	3.15	1,654.9	4.4	73.0	1,732.3	594.5	2.91
46	1,141.2	4.7	39.9	1,185.8	496.8	2.39	1,522.5	3.4	89.4	1,615.3	789.4	2.05

農家経済調査による。37年以降の単位は千円。

第8表 農業臨時雇用と被用(東北1戸当)(時間)

	~0.3ha	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0ha~
昭和34年雇	31	86	109	215	255	460	603	862
被	118	220	173	122	62	44	20	24
%	380.6	255.8	158.7	56.7	24.3	9.6	3.3	2.8
42年雇	49	55	82	116	206	473		
被	101	94	101	93	72	59		
%	206.1	170.9	123.2	80.2	35.0	12.5		
46年雇	26	46	57	91	141	243		
被	93	76	88	90	64	70		
%	357.7	165.2	154.4	98.9	45.4	28.8		

「農家経済調査」による。

昭和30年以降の、比類なき高度経済成長のもとで、農家労働力の流出がすすみ、基本法農政下における構造改善事業が機械の大型化を触発せしめ、さらに、田植・刈取の機械化へと、機械体系の

労賃節約額が償却費増加額を上回っていた、そのかぎりでは最上層稲作経営においては、機械化が「経営合理化、収益性向上」となっていた(「小企業農の存立条件」昭和48年9月, 東大出版会, 174頁)が、42年以降はその条件も失われ、機械化の農業経営上の積極的意義=効果が失われていくと指摘している。

この関係を44年から46年にかけてみると、第9表(1)のごとくで、この場合には、3ヘクタール以上層の支払労賃節約額が、全国の場合も都府県の場合も償却費増加額を上廻っている。それは、第9表(2)に明らかのように、46年の農機具投資が、対前年度、実質で12.9%も減退していること一因があるように思われるのである。47年は、田植機や収穫機械の導入等によって名目で8.5%、実質で5.4%の増に転じているので、42年以降の機械化の効率低下の傾向はやはり変わらないものであろう。



第9表(1) 農業機械化の経済性(全国階層別と都府県3ha以上層)

	~0.3ha	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~	都府県 3.0~	
雇用労働時間	44年	13.9	13.8	11.4	13.3	13.8	16.5	21.1	18.7
	46年	13.7	10.3	10.3	10.2	11.4	11.8	13.5	13.5
支払賃	44年円	2,297	2,330	2,063	2,483	2,552	3,035	4,541	3,668
	46年円	2,809	2,325	2,399	2,368	2,436	2,559	3,396	2,947
農機具 償却費	44年円	7,632	8,231	7,997	7,491	6,800	6,374	5,719	6,698
	46年円	11,200	10,933	10,558	9,774	8,562	8,634	6,914	7,637
支払賃 償却費増加額	円	41	790	256	720	513	1,019	1,912	1,135
	円	3,568	2,702	2,561	2,283	1,762	2,260	1,195	939

「米生産調査」より作成。

(2) 農業固定資本形成(単位:億円,%)

名目	35年	40年	45年	46年	47年	年率		対前年対比	
						35~40	40~45	46	47
農機具 実質	1,266	2,404	3,951	3,502	3,800 (3,774)	13.7	8.9	△11.4	8.5 (7.8)
	1,369	2,579	3,951	3,443	3,629 (3,605)	13.5	8.9	△12.9	5.4 (4.7)

農林省「昭和47年度農業及び農家の社会勘定」の概要、9頁。△は減少を示す。

( )は沖組を含まない数値。

一貫化が不可避的におしすすめられた。これは、零細な農民経済の、社会的生産力への段階的対応でもあるのであって、この過程で構成高度化が実現されていったものである。だが、すでにみてきたように、昭和43年以降、効率の顕著な低下があらわれ、農民経済の不安定化が上層をもとらえることとなった。機械の導入と家族労働の減少・雇用労働の減少と被用の増大とが上層農をも貫く傾向となり、この傾向と純益率の低落傾向とが結びついているのであり、かかる傾向を現出せしめる現段階においては、「小経営の強靱性」をいうことは、もはや不可能のことに属するといっている(5)のである。

注(5) 「ベンジンは農業における機械の意義について、できるだけ正確で完全な概念をあたえるために、機械をもたない経営および1台、2台、等々の機械をもつ経営、最後に、蒸気ブラウや農業用軌道をもふくめて、もっとも重要な機械のすべてをもつ経営の成績について、きわめて詳細な計算をたくさんおこなっている。それによると、機械がない場合には、総収入は69,040マルク、支出は68,615マルク、純収入は429マルク、すなわち1ヘクタールあたり1.37マルクであるが、もっとも重要な機械が全部使用される場合には、総収入は81,078マルク、支出は62,551.5マルク、純収入は18,526.5マルクであり、これは1ヘクタールあたりでは59.76マルクで、つまり前者の40倍以上にあたることになる。そして、これはたんに機械だけの影響なのである。なぜなら、経営方式は変化しないものと前提されているから！機械の使用は、ベンジンのこの計算がしめしているように、不変資本の巨大な増加と可変資本の(すなわち、労働力に支出される資本と、労働者数そのものの)減少とを伴うことはいうまでもない。……それは、農業における大経営の優越性を証明するとともに、可変資本の減少による不変資本の増大という法則が農業にもあてはまることをも、証明しているのである」(レーニン「農業問題と「マルクス批判家」」,全集5巻,127頁,傍点引用者)。  
それぞれの純収入をそれぞれの1ヘクタール当り純収入で除すると310ヘクタールとなる。それは巨大な資本主義的経営であり、そのような巨大経営が、この場合には前提されているのである。1907年の時点で、1.6人の家族労働力のほかに、50.9人の雇用労働力をもつ100ヘクタール以上の資本主義的経営(ドイツ,レーニン「現代農業の資本主義的構造」全集16巻,455頁)では、機械がない場合にはさらに雇賃賃支出が増大して純益率が1%にも満たなくなる(純益率は0.62%,もっとも重要な機械が全部使用される場合は22.85%となる)のは、けだし、当然である。

しかし、われわれが眼前にする日本農業は、300ヘクタールならぬ3ヘクタール以上層が1.4%(48年農業調査,都府県。北海道は20ヘクタール以上層が6.1%)という零細農耕である。そのもとにおいて、不変資本の増大と可変資本の減少、すなわち有機的構成の増大はあっても、純益率の低下は阻

第10表 2ha以上層の就業構造(47年)

	時間	%
家族員労働時間	6,550	100.0
(1)自家農業	4,594	70.1
自営兼業	158	2.4
臨時的賃労働	811	12.4
恒常的賃労働	450	6.9
職員勤務	310	4.7
資産造成賦役公用	227	3.5
農業労働時間	4,803	100.0
(2)家族	2,441	50.8
男	2,190	45.6
女	251	5.2
雇用	172	3.6

農家経済調査による「昭和47年度の農家経済」。  
(1)には、ゆい手伝い年間替出,共同作業出を含む。  
(2)にはゆい,手伝い年間替受を含む。

止することができず、しかも、その有機的構成高度化が、農外への被雇用の増大によって、つまり半プロ化への深化によって可能となるという特殊な構造をこそ、現段階的問題として注目しなければならないのである。第10表によれば、47年の都府県2ヘクタール以上層の場合、賃労働への就業は家族員の労働時間の19.3%にもおよび、職員勤務を加えれば24.0%、すなわち全体の約4分の1にもおよび、雇用はネグリジブルなもので、臨時と恒常の双方の賃労働の合計だけで雇用の7.3倍にもおよびほどの賃労働への傾斜がみられる。有機的構成の高度化はこのような半プロ化の方向とむすびついているのであって、構成高度化にもかかわらず純益率の低下がすすむのはまさにこの現段階の特殊な構造(土地生産性の停滞・減退,総生産の停滞・減退)にその要因をもつとすることができよう。(6)

注(6) 上層農家の賃労働者化の傾向について若干の事例をあげておきたい。

新潟県白根市高井野(旧根岸村)のK・T家の場合。水田3ヘクタール,畑20アール。トラクターは7戸で共同,自脱コンバインは44年個人で購入。田植はトラクター共同者のほかに1戸を加えて8戸で共同,K・Tは33歳,妻は32歳,両親と子供3人,工場勤務の弟を加え8人家族。電々公社の現場労働に10月から翌年8月まで約180日賃労働にでる。妻は同じく10月から8月まで絹物工場に約170日賃労働にでる(46年2月調査)。

H・Y家の場合。水田1.95ヘクタール,畑10アール。トラクターは6戸共同,自脱コンバインは45年個人で購入。田植は個人。H・Yは40歳,妻は38歳,両親と子供3人の計7人家族。10月から8月まで大工手伝いに約160日,妻は電気製品の製作所にH・Yを若干上廻る日数勤務(46年2月調査)。

両家とも田植機がまだ入っていない時期の調査であり、現在ではおそらく田植機が入っていることによって、賃労働への出勤はさらにふえているであろう(高井野は白根市でも共同利用の割合の高い部族である)。

かつて、昭和30年から35年にかけての耕耘機械化の着実な展開期においては、庄内平野では機械化と農業雇用の増大の併進がみられた。第11表によれば、耕耘機の急速な普及(庄内全域で1194台から5416台へ。個人有のみ)によって、年間を通しての長期雇用への依存度は減退し、年雇は5ヘクタール以上層のみ20人程度増加しただけで他の階層はすべて減少するが、年雇をふくめての農業雇用全体は増大している。とくに雇用量が増大も減少もしない1.5~2.0ヘクタール層を境として2ヘクタール以上層とくに3ヘクタール以上層の増大が明らかにみられた。

田植機や刈取機の導入が全くみられなかったこの時期においては、米作生産力の増大とともに、農村内部での雇用・被雇用の関係の増大が耕耘機械化とともにあらわれていたのであり、もちろん3ヘクタール層が農業内部で、あるいは農業外部に雇われにでていくということはほとんどなかったのである。

いまやこのような傾向は終焉し過去のものとなった。下層農が、より高い賃金を求めて農外に雇用され、それに対応して上層農が「機械体系」をもって有機的構成を高め、しかもそれが、上層農それ自体における農外への被雇用によって保たれるという構造に変わってきたのであって、ここに上層農までもふくめての経営基盤の脆弱性を、「強靱性」ではなく、底の浅さをみなければならぬのである。



第11表 庄内地域における雇用労働と機械化 (昭和30, 35年)

	年 雇 数 (実数)			農業雇備 (100戸当人)			耕耘機 (100戸当個人有台)		
	30年	35年	35年 ~30年	30年	35年	35年 ~30年	30年	35年	35年 ~30年
~0.3ha	26	7	(-)	2.2	1.9	(-) 0.3	-	-	-
0.3 ~ 0.5	30	18	(-)	4.1	4.4	(+) 0.3	-	0.2	0.2
0.5 ~ 0.7	136	13	( - )	8.3	6.7	( - ) 0.5	0.1	0.5	0.3
0.7 ~ 1.0		29			8.7			1.3	
1.0 ~ 1.5	249	134	( - )	16.9	16.5	( - ) 0.4	0.3	5.2	4.9
1.5 ~ 2.0	476	280	( - )	32.7	32.7	0	1.9	13.3	11.1
2.0 ~ 2.5	859	631	( - )	60.6	61.5	( + ) 0.9	3.5	25.6	22.1
2.5 ~ 3.0	1,186	944	( - )	92.5	93.5	( + ) 1.0	6.8	40.0	33.2
3.0 ~ 5.0	4,158	3,867	( - )	162.3	166.2	( + ) 3.9	18.6	64.3	45.7
5.0 ~ 10.0	173	193	( + )	292.9	297.1	( + ) 4.2	49.4	97.1	47.7
10ha 以上	-								
平均・計	7,301	6,130	( - )	47.6	48.4	( + ) 0.8	4.1	18.4	14.3

「昭和30年臨時農業基本調査農家調査結果報告書」(山形県企画審議室) および60年センサス県原表より作成。

#### 4. 農民層分解と農業機械化

—機械化の意義—

上層農をはじめ専業的農家として伸びていこうとする経営は、すでに述べたような「底の浅い」不安定性のもとで、規模を拡大しつつ安定を確保する方向を指向せざるをえない。それは全国各地域で、さまざまな形態をとりつつおこなわれているのであるが、昭和40年以降における顕著な形態が請負耕作のかたちであることは周知のところである。それは、新潟県蒲原平野において最も多く、広くみられるのであるが、この相対的請負耕作について若干の考察をしておこう (47年調査)。

第12表(1) 請負耕作 1事例(西蒲原郡I村45年)

農家戸数 (45.2.1)	受託農家		委託農家		
	数	%	数	%	
~0.5ha	376	22	5.9	120	31.9
0.5~1	155	21	13.5	50	32.2
1 ~ 1.5	89	26	29.2	22	24.7
1.5~2.	100	39	39.0	6	6.0
2 ~ 2.5	108	54	50.0	6	5.6
2.5~3.	101	32	31.7	10	9.9
3 ~ 4	138	33	27.5	5	3.6
4 ~					
計	1,067	232	21.6%	219	20.5%

第12表(2) W部落の場合 (46年)

農家戸数	委 託			受 託 戸数(%)
	全部または は大部分	一部分	計(%)	
~0.3	83	1	49(59)	1(1)
0.3~0.5	64	3	41(64)	-
0.5~1	36	4	17(47)	2(6)
1 ~ 1.5	21	7	8(38)	6(29)
1.5~2	21	3	6(29)	6(29)
2 ~ 2.5	25	-	-	17(68)
2.5~3	11	-	-	7(64)
3ha~	6	-	-	5(83)
計	267	109	121(45)	44(16)

第13表 請負耕作の採算 新潟下越 50戸 (昭和45年) 10a当り (米生産費調査)

委託 取分	作付面積 戸数(戸)	取 取 量 (kg)	組 組 益 (五十圓)	費用合計 ②	刻 ③=①-② ③	余 余 ④=③-① ④	家 家 族 族 費 費 ⑤	所 所 得 得 ⑥ (自作)	委 委 託 託 取 取 分 分 ⑦	増 増 加 加 賃 賃 ⑧	委 委 託 託 取 取 分 分 計 計 ⑨ ⑨	所 所 得 得 計 計 ⑩ ⑩	受 受 託 託 取 取 分 分 計 計 ⑪ ⑪	家 家 族 族 賃 賃 金 金 計 計 ⑫ ⑫	稲 稲 作 作 賃 賃 率 率 ⑬ ⑬	水 水 利 費 費 ⑭ ⑭	
																	①
3.5	5	493	67,593	55,521	12,072	25,857	37,929	54,077	29,700	29,700	54,077	Δ16,148	13,552	Δ12,305	788	3,985	
	6	519	72,070	49,918	22,152	20,525	42,677	50,199	24,848	24,848	50,199	Δ7,522	17,326	Δ3,199	1,200	3,011	
kg	9	528	72,421	52,395	20,026	22,670	42,696	50,239	24,602	24,602	50,239	Δ7,543	17,059	Δ5,611	1,198	2,725	
	8	556	76,887	45,112	31,755	20,507	52,262	50,423	23,263	23,263	50,423	1,839	25,102	4,595	1,865	1,202	
kg	7	544	74,388	48,920	25,468	19,136	44,604	44,090	20,498	20,498	44,090	514	21,012	1,876	1,771	4,770	
	7	549	75,279	46,346	28,933	15,316	44,249	40,605	17,237	17,237	40,605	3,644	19,412	4,096	2,127	3,525	
kg	7	548	75,126	47,805	27,321	17,969	45,290	43,121	15,768	15,768	43,121	2,169	19,406	1,437	1,945	2,478	
	7	558	76,762	41,880	34,882	13,700	48,582	39,642	15,034	15,034	39,642	8,940	23,974	10,274	2,756	3,754	
kg	5	544	74,716	47,852	26,864	18,673	45,537	38,642	15,034	15,034	38,642	4,890	19,924	6,224	2,290	3,030	
	5	544	74,716	47,852	26,864	18,673	45,537	38,642	15,034	15,034	38,642	4,890	19,924	6,224	2,290	3,030	
kg	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	50	544	74,716	47,852	26,864	18,673	45,537	38,642	15,034	15,034	38,642	4,890	19,924	6,224	2,290	3,030	3,030
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	5	544	74,716	47,852	26,864	18,673	45,537	38,642	15,034	15,034	38,642	4,890	19,924	6,224	2,290	3,030	3,030
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

⑤ = 生産物階層平均 (73,470+544) X 210 - 各階層水利費 (1.5~2haの水利費が過少、1,728円)  
 ⑥ = (雇用労働賃+雇用労働時間) X 各階層家賃労働時間 (2,264円+10.5時間=216円/時) X 8時間当り 1,728円  
 ⑦ = ① - (② + ④ + ⑤)  
 ⑧ = ⑦ + ③  
 ⑨ = ⑧ + ⑥  
 ⑩ = ⑨ + ⑧  
 ⑪ = ⑩ + ⑦  
 ⑫ = ⑪ + ⑧ + ⑩  
 ⑬ = ⑫ / ⑮  
 Δはマイナスを示す。

第12表(1)によれば、西蒲原郡I村1,067戸のうち受託農家は21.6%、委託農家は20.5%をしめている。受託農家が1.5ヘクタール以上の上層農家に多く、委託農家が逆にそれ以下の下層農家に多い。同表(2)によってI村W部落についてみれば、自分の耕地の全部または大部分を委託した農家と一部分を委託した農家(計121戸)は部落の総農家戸数の45%にもものぼっており、受託農家44戸を加えて165戸、すなわち267戸の62%が請負関係にはいつている。

これは請負耕作の多い地帯の事例であって、戦後に重点的におこなわれた基盤整備のうえて、さきにもたような(白根市の例)農業機械化が急速に進行した蒲原平野の特徴であるといっている。

ここで問題となるのは、この請負耕作の採算である。第13表は、西蒲原郡が中心となる「下越」平坦部の50戸の農家の米生産費調査の数字を整理・加工したもので、地主=委託者取分が3.5俵、4俵、4.5俵の場合の委託者の採算と受託者の採算を示したものである。現物で米4俵をとるが、その中から租税公課一切は委託者が支払うのが蒲原平野における支配的形態である。第12表の場合、水利費だけを控除して委託者実質取分としてある。増加兼業所得は、階層平均の時間当り雇用労働費に各階層の家族労働時間を乗じたものである。

この表の場合、10アール当収量は9俵をこえているが、委託者取分3俵半の場合、1.5ヘクタール以上層になると委託よりも自作が有利であり、また同じく1.5ヘクタール以上層になると受託者取分が臨時雇賃金を若干上回るようになるが、4俵、4俵半になると、1.5ヘクタール以上層も委託が有利となり、これらの層のうちのあるものは委託にまわり耕地供給の条件となるが、受託者取分は家族労働費さえも実現し難くなり、耕地需要の条件はせばめられざるをえないことが示される。とくに2~4ヘクタールといった、経営規模を拡大しようとする農家を含んでいる階層において、受託者取分が家族労働費水準を実現せず、臨時雇賃金の水準に満たないということは、請負耕作による規模拡大なるものが、経営規模拡大=借地農業展開のキメ手ではありえないこと、国家独占資本主義構造の底辺にくみこまれている零細農耕のもとで低賃金地盤を再生産するものであることを示している。

委託者は寄生地主ではなく、受託者は零細小作貧農では決してなく、条件がもし有利に展開すれば相ともに自耕する農業者どうしであるという意味で、現在の請負耕作における受委託関係はかつての地主小作関係とは異なる。そこには、土地の受委託の開始に際して強制は存在せず、その意味では残存小作地における小作関係とも異なったものである。

農地改革によってつくりだされた自作農的零細地片所有が、比類なき高度経済成長にともなう労働市場の拡大・兼業化の増大と、1つの体系化にまで発展した機械化とのもとで、ほかならぬ高度経済成長の究極的基盤である低賃金構造にくみ込まれ結びつけられた形態が、自作農の請負関係であろう。委託者は農外低賃金プラス「高地代」によって経済を再生産しつつ低賃金構造の底辺を構成し、受託者は不安定な条件のもとで、所得増加を志向しつつも、高い地代によって本格的な経営

の確立を阻害され、みずからもまた低賃金構造を農業内部に再生産するのである。

すでに述べてきたように、農家の家族員の協業体制が専従者の農外への流出によって弛緩してきている現在、土地をあずけて兼業におもむく委託農家の発生は必然であり、また、その土地をうけて、専業農民としての自立を志向する農家が受託農家としてたちあられるのも必然である。しかしながら、両者の利害は地代の高さをめぐって相対立せざるをえないのであって、委託者取分が「45~46年時の10アール当り4俵水準から、いまや3.5~3俵」の水準になろうとしている現在(「農地の新規の賃貸借と請負耕作」——新潟県蒲原平野・岩室村の実態——、農政調査会、48年3月、90頁)でも、相互の利害を個別に、何らのコントロールなしに対置するかぎりでは問題の真の解決は得られない。なぜならば、兼業機会の相対的に少なく、条件の不安定な農業地帯では1~1.5ヘクタール以下層の農家が、事情によって委託をやめて自耕すること、あるいは委託者と受託者の位置を相互に替えることは、まだ決してないわけではなく、農業者どうしとしては、分裂を意味する事態を招来するからである。

資本による収奪、農業の破壊が農村に滲透しつつある現状では、農業経営と賃労働の双方において農民の経営と生活をまもるには、地域農民の一体となった、集团的・共存的な対応が要求されざるをえないのである。すなわち、そこでは、地域農民の自主的な自発的な創意にもとづく組織のもとでの問題の解決が指向されざるをえないのである。

農民層分解の法則性の貫徹は、現段階の日本農業においても不可避的である。これは否定することができない。しかし、その分解によって資本主義的大経営が形成されるというかたちを通しての、農業構造問題の解決は、以上のさまざまな角度からの分析からしても、実現されえないことは明らかである。上層農の形成はあっても、それは、苦渋にみちたいばらの途であり、中小農もまたみずからの「小経営」を、個別で孤立的なかたちで安定させることはできない。

強力な高度経済成長は、農村からの良質の労働力奪取を通じて展開されたのであるが、それは注(7) 受託者にとっての不安定条件は、ここで説くまでもない。相対的請負耕作一般は、現状では、資本制借地農業の戯画的零細農耕版にほかならない。

(8) 「今日の農業がおかれているきびしい情勢と、日本農業の生産力の発展段階からして、専従経営(専業農家、兼業農家を問わず、年間農業に専従する人が1人以上いる農家——引用者)を中心に総合産地化の方向で府下の地域農業を発展させていくには、農民相互の団結と一定の生産の共同化が必要不可欠である。……生産者の自主的な組織としての『生産組合』は、①機械や施設の共同利用、②集団栽培、③共同出荷などを通じて農民の経営を強化するとともに、農民相互の結束の場になることを期待している」(京都府政研究会編「戦後における京都府政の歩み」沙文社、48年11月刊、188、189頁、傍点引用者)。京都においては、「農業経営と賃労働との両方の働く場を安定させる」(同188頁)方向が「生産組合」の構想に結びついているのである。また京都における農業の機械化の基本的考え方は「国のような画一的な大型機械・施設の導入は零細農民にとって過剰投資となることを警戒し『じょうずに労働力を節約し、労働の苦しさを減じていく』(知事の発言『研修通信』、No. 76、昭44.12.1) 機械化でなければならないこと、零細農民が発達した機械を十分使いこなし、過剰投資を防止するには機械の共同利用をめざさなければならない」(同148頁、傍点引用者)「これからの農業はできるだけ集団経営をすすめていこうと思っている。……そうすれば機械がうまく使えるし、労働力の不足も補える。集団による機械化促進事業を強めたり、グループの総合利用施設もつくります。こうした生産部面での共同化・集団化は今度ねらっているものです。そしてこれをこれからの農業の基本形態にしていきたいというのがわたしどもの願いです」(知事の発言、『府政だより』No. 184、昭46.4.1。同書151頁)。

日本農業の小農的構造を強力的に破壊した。しかし、小農的構造を破壊することを通して日本農業の生産力段階をば、ヨリ高次の農業構造を構築しうる諸要因を準備しつつ一段と高い水準におし上げたのであり、これは、到達した1つの社会的生産力の段階である。この「段階」が今や前提なのである。

機械化に反対し、あるいは小農的構造に適合的な機械の小型化に執着する現段階のある種の思潮は反動的であり、また、したがって反農民的でもあるのであって、一連の「機械体系」を駆使しつつ、全農民の経営と生活とが守られる方向への運動と組織化が指向されねばならない。京都の場合に明らかなように、「生産部面での共同化・集団化」という形態は、変革への道程が、一挙に社会化を実現しようとする直線的なものでなく、地域ごとの民主的行政形態の達成とそのもとでの経済的改革を段階的に積み上げていくという反独占体制路線を進む以上、農業経営の発展のために必然である。ここに、農業者(直接的生産者)の下からの組織化の必然が見透される。そして農業機械化は、現在までに到達し実現されたその機能と成果のすべてをもって、その組織化の筋骨の基軸としての役割を果たしていくことになるのであり、ここに、農業機械化の現段階的性格が見出されるのである。

(東京農工大学農学部教授)

## 戦後地方財政改革と貧弱団体

中山 精一

### まえがき

昭和21年から23年にかけての地方税法および地方分与税法の改正、23年の地方財政法、シャープ勧告にもとづく25年の新地方税法および地方財政平衡交付金法の制定等の一連の戦後地方税財政制度の改革は、民主化政策の一環としての新憲法、新地方自治体制の確立にとって不可欠のものであった。この改革が地方財政にいかなる影響をおよぼし、いかなる役割をはたし、いかなる帰結をもたらしたか、つまりその歴史的意義は何であったかについては、すでに多々論じられているところである<sup>(1)</sup>。しかしながら、地方財政と一口にいっても、そこには歴史的社会的経済的構造のさまざまに異なる各地方団体の財政があり、それらを一律に論断するには多くの問題がある。例えば、都道府県のレベルで考えてみると、東京都、大阪府、神奈川県といった所謂富裕団体と、鹿児島県、青森県、鳥取県といった所謂貧弱団体とは、おのずと問題のありかたにちがいがあるといえよう。従って、われわれは、戦後の地方税財政改革が、各地方団体ごとに具体的にどのような影響を与え、どのような役割をはたし、どのような帰結をもたらしたかを実態に即して解明してみなければならない。

戦前の日本の地方財政は、その出発点より一貫して、「強大な官治性と中央集権性、国政委任事務費の優位性並びに独立財源の涸渇」という特徴をもっていたとされている。このような特徴をもつ戦前の地方財政の構造が、戦後の地方税財政改革によって変化をしたのかどうか、変化をしたとしたならば、この改革がそれに対してもった意義は何であったのかが、問題とされねばならない。この小論においては、上のような問題意識から、貧弱団体の一典型例として鳥取県の場合をとりあげ、改革の影響、役割、帰結を、具体的実証的に明らかにして、その意義を考えてみるものである。

注(1) 代表的なものとして、藤田武夫「終戦直後の地方自治と地方財政(一)」(『都市問題』、昭47.11.12)。同「シャープ地方税制の成立(一)」(『都市問題』、昭49.3.4)。大石嘉一郎「戦後地方財政改革の意義」(林・貝塚編『日本の財政』、東京大学出版会、1973年8月)。

(2) 藤田武夫『日本地方財政発展史』(河出書房、昭24.12) p. 677。これに対する異論として、佐藤進「戦前の地方財政と戦後の地方財政」(藤田武夫還暦記念論集『戦後地方財政の展開』1968.9)。